

# 厚生委員会陳情説明資料

令和2年11月12日

件名	頁
1 受理番号15 保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める 意見書の提出を求める陳情・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(衛生部)

件名	受理番号15 保健所の機能強化に向け、国に予算強化等を求める意見書の提出を求める陳情
所管部課名	衛生部衛生管理課
陳情の要旨	保健所の専門職員増員や予算強化など、保健所の機能強化を国に求める意見書の提出を求める。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	<p>1 足立区の保健所再編の経緯</p> <p>(1) 平成6年、保健所法が地域保健法に改正される。</p> <p>(2) 平成9年、地域保健法の施行</p> <p>(3) 平成12年、衛生部・保健所の組織を再編し、2保健所3保健相談所を1保健所2課5保健総合センター（衛生部全体 常勤職員222名、うち保健師69名）とした。</p> <p>(4) 令和2年度4月現在、1保健所、5保健センター（中央本町地域・保健総合支援課を含む）、衛生部全体の常勤職員数は219名（うち保健師83名）、衛生部以外に保健師7名が配属されている。</p> <p>2 現在の状況</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令以降、足立区では感染症対策業務を最優先と位置づけ、保健センターの一部事業を縮小し、感染症対策課に部内人的資源を集中的に投入し対応に当たっている。緊急時の自治体の責務として、庁内をあげて対応強化を図った。現在は、感染状況を確認しながら、健康づくりなど必要な保健所業務を徐々に再開している。</p> <p>(2) 保健所の機能強化については、6月19日付で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より「今後を見据えた保健所の即応体制の整備について」が発出されており、保健所の即応体制の整備に向けた指針が示されている。また、9月25日付、厚生労働省健康局・総務省自治財政局の連名により『保健所に係る「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」について』が通知されている。</p> <p>(3) 今後の新型コロナウイルス感染症「第2波、第3波」に備えた保健所の体制の抜本的強化と保健師の新規採用については、6月に採用した会計年度任用職員2名に加え、9月から新たに会計年度任用職員3名と派遣職員10名を採用し、保健所の体制強化に努めている。今後も、感染拡大状況に応じて、応援体制を柔軟に組みながら、感染症対策業務を継続していく。</p> <p>(4) 足立保健所では、新型コロナウイルス感染症対応のため、「帰国者・接触者電話相談センター」を設置し、相談を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開設時間：平日9時から17時まで</li> </ul> <p>上記以外の時間帯及び土日祝日については、都が設置する「帰国者・接触者電話相談センター」にて相談を受けている。</p>

	(5) 平成28年には新規事業を展開するため、衛生部保健予防課に妊産婦支援係を設置し、保健師の増員を図っており、計画的に保健師の定数を見直している。
問題点等	